

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年10月4日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る再補正された環境影響評価書に対する通知について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 「とっとりCO2ダイエット作戦1周年記念ラリー」の実施について
(環境立県推進課)・・・2
- 3 「ノーレジ袋推進シンポジウム」の開催について
(環境立県推進課)・・・3
- 4 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
(東部生活環境事務所)・・・4
- 5 天神川流域下水道に係る指定管理候補者審査委員会の審査結果について
(水・大気環境課)・・・5
- 6 「リサイクルフロンティア in 鳥取」の開催について
(循環型社会推進課)・・・7
- 7 鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラウエストスポーツパーク)に係る指定管理候補者審査委員会の審査結果について
(緑豊かな自然課)・・・8
- 8 第30回全国都市緑化とっとりフェア来場状況及び平成25年度全国都市緑化祭の概要について
(緑豊かな自然課)・・・13
- 9 「第45回鳥取県交通安全県民大会」等の開催について
(くらしの安心推進課)・・・15
- 10 平成25年鳥取県地域調査の結果及び地価動向について
(景観まちづくり課)・・・18

生活環境部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る 再補正された環境影響評価書に対する通知について

平成25年10月4日
環境立県推進課

平成25年8月30日付けで提出された、東部広域行政管理組合の可燃物処理施設整備事業に係る再補正された環境影響評価書に対して、同組合の可燃物処理施設整備検討委員会の第3次報告書の内容についての環境影響を検証する必要があることから、9月30日付けで知事意見を通知した。

1 知事意見の概要（2項目／全文は次のとおり）

- (1) 事業者の施設整備検討委員会の第3次報告書に伴う環境影響の変化の見込みの明確化
- (2) 第3次報告書のパブリックコメントの意見概要と事業者見解の報告

2 今後の手続きについて

- ・ 今後、事業者は、知事意見等を勘案し、必要に応じて評価書を補正し、県に提出することになる。
- ・ 再度補正された評価書について、環境影響評価審査会の意見を聴く予定。

通知文

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る再補正された環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について（通知）

このことについて、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

- 1 貴組合の可燃物処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）において第3次報告書がまとめられるなど、処理方式等の詳細に関する一定の方向性が示されてきており、これらの内容に基づく環境影響を検証する必要があることから、提出済みの評価書における環境影響の変化の見込みについて明らかにすること。
また、必要に応じて処理方式等詳細の決定に係るプロセスを修正すること。
- 2 検討委員会の第3次報告書に係るパブリックコメントにおいて、述べられた意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を明らかにすること。

「とっとり CO2 ダイエット作戦 1 周年記念ラリー」の実施について

平成 25 年 10 月 4 日
環境立県推進課

1 目的

とっとり CO2 ダイエット作戦は、地球温暖化防止と循環型社会づくりに向けて、県民が日常生活の中で省エネ製品の購入やマイバッグの持参など地球にやさしい環境配慮行動を普及する作戦であり、協賛店舗から割引、ポイント付与、プレゼント等の特典サービス提供を受けるといったもの。

本事業が始まって1年を経過したのを契機に、さらにこの事業の取組を県民に周知するため「とっとり CO2 ダイエット作戦 1 周年記念ラリー」を実施することとした。

2 ラリー概要

とっとり CO2 ダイエット作戦の協賛店舗を利用した個人が、応募用紙にレシート等を貼付し、5 店舗 1 口として 10 店舗までの最大 2 口を応募できる。

(1) 対象者

とっとり CO2 ダイエット作戦の協賛店舗を利用する個人

(2) 対象期間

平成 25 年 10 月 1 日 (火) ~ 平成 26 年 1 月 31 日 (金) の 4 ヶ月間

(3) 応募方法

応募期間は、平成 26 年 2 月 5 日 (水) までとし、郵送の場合は当日消印有効。県庁持参の場合は、応募期限末日の午後 5 時まで。応募用紙は各協賛店舗、県庁、総合事務所の窓口に設置

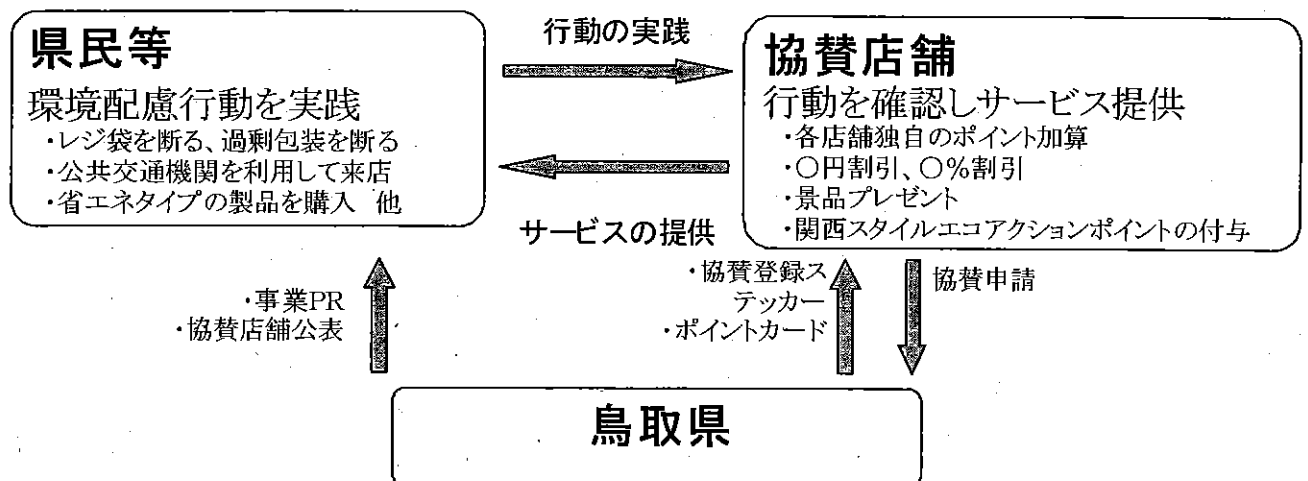
(4) 景品

県が抽選を行い、30 名の方に地産地消の景品を進呈

(5) 当選発表

県が厳正に抽選を行い、当選発表は、景品の発送をもってかえる。

(参考) とっとり CO2 ダイエット作戦事業スキーム



協賛店舗数 920 店舗 (9月30日現在)

各店舗のサービス提供等詳細<<http://co2diet.pref.tottori.lg.jp/>>

「ノーレジ袋推進シンポジウム」の開催について

平成25年10月4日
環境立県推進課

レジ袋使用削減等の促進を図るため、特にレジ袋辞退率がアップしない県中部・西部地域の消費者の意識向上と事業所側のレジ袋削減に向けた協力を促すことを目的として、下記のとおり、シンポジウムを開催する。

記

1 日時 平成25年10月20日(日) 午後2時30分～4時30分

2 場所 米子コンベンションセンター国際会議室

3 参加者 消費者団体、県内スーパー、県民など約300名

4 内容

(1) スペシャルトーク (杉本 彩 すぎもと あや)

テーマ：世界の買物スタイル、おしゃれに買物をしよう

(2) 表彰式

鳥取県マイバックコンテスト作品表彰

エコアイデアコンテスト作品表彰

(3) パネルディスカッション

〔テーマ〕

中・西部地域におけるレジ袋削減に向けて

〔コーディネーター〕

泉 美智子 (鳥取環境大学准教授)

〔パネリスト〕

永田 浩二 (イオンリテール(株) 執行役員中四国カンパニー支社長)

梅林 裕暁 (株)丸合 代表取締役社長)

山本 敬 (株)バルコス代表取締役)

外池 美代子 (東部消費生活モニター協議会会長)

【鳥取県マイバックコンテストについて】

グリーンウェイブをコンセプトに本県の地域資源を表現したイラストを募集。採用されたイラストについて、地元ハンドバックメーカーの(株)バルコスが買物用マイバックを製作する。

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成25年10月4日

東部生活環境事務所

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(6月11日から9月10日までに追加実施を決定した事業) 1,104千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用人件費)	雇用創出人数 (延べ)	①日額給料	事業内容
			②雇用期間(予定)	
県営住宅入居管理者情報管理事業	1,104千円 (1,034千円)	1人	① 6,750円 ② H25年10月 ~H26年3月 ③パソコンの一般的な操作が可能な者	県営住宅請書の保管、ファイリングシステムを検討した上で、ファイリングし直すことにより、保管書類の削減と請書の検索を容易にするなど事務の効率化を図る。
合計	1,104千円 (1,034千円)	1人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

天神川流域下水道に係る指定管理候補者審査委員会の審査結果について

平成25年10月4日
水・大気環境課

生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり天神川流域下水道の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

なお、この審査委員会による審査結果を踏まえ、県として指定管理候補者を選定した上で、県議会に付議する予定としている。

1 指定管理候補者(指名)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 正敏
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

2,821,962,000円・・・(1)（債務負担行為限度額 2,823,965,000円）
〔参考〕単年度委託料(平均値)の額（(1)÷5年） 564,392,400円

4 審査結果

天神川流域下水道の指定管理者の指定にあたっては、上記団体を指名して、審査委員会において総合的に審査し、特に施設設備の長期安定使用のための日常的、定期的な点検整備の体制、電力使用量低減の工夫、火災等事故の予防・消防体制、緊急時の対応について評価できるとされ指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査の経緯

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社から提出された事業計画書等の審査及び面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに審査を行った。

(1) 審査委員

氏名	所属等
新井 直樹 (委員長)	鳥取環境大学経営学部経営学科准教授
林原 政幸	税理士
加藤 勝茂	元鳥取市環境下水道部長
青木 由紀子	湯梨浜町商工会女性部長
藪田 千登世 (副委員長)	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成25年7月29日（月）
指定管理者制度及び天神川流域下水道の概要説明、審査要項、審査基準等の審議

イ 第2回審査委員会；平成25年9月17日（火）
面接審査の実施後、審査基準に照らした審議、指定管理候補者の審査

(3) 審査基準

審査基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針)	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①管理の基準 (業務時間の設定 ・個人情報保護への対応、情報の公開への対応) ②施設設備の維持管理の基準 (長期安定使用のための維持管理の考え方と対応 ・省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組等) ③業務の外部委託 ・外部委託の考え方、委託先の選定方法等 ④事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応	55
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①管理経費の効率化の考え方 ②収支計画の見直し	20
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①公社の財政基盤、経営基盤 ②組織及び職員の配置等 ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ④公社の社会的責任の遂行状況 (障がい者の雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等) ⑤当該施設の管理運営状況の実績評価	25

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

区分	配点	(公財)鳥取県天神川流域下水道公社
審査基準1	適格/不適格	適格
審査基準2	5.5	42.0
審査基準3	2.0	12.4
審査基準4	2.5	15.5
合計	10.0	69.9

※点数は委員5名の平均

<審査項目に対する評価及び意見等について>

審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- 管理の基本的な考え方の適合性 . . . (適合する)

審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ①管理の基準 . . . (評価できる)
- ②施設設備の維持管理の基準 . . . (やや評価できる)
- ③業務の外部委託 . . . (やや評価できる)
- ④事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応 . . . (評価できる)

<主な意見等>

- ・環境技術の進歩、発展は著しいため、先進施設等の動向を踏まえた運営管理を望む。

審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ①管理経費の効率化の考え方 . . . (やや評価できる)
- ②収支計画の見直し . . . (やや評価できる)

審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ①公社の財政基盤、経営基盤 . . . (やや評価できる)
- ②組織及び職員の配置等 . . . (やや評価できる)
- ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
- ④公社の社会的責任の遂行状況
 - ・障がい者の雇用[常用労働者数が少なく雇用義務なし]
 - ・男女共同参画推進企業の認定 . . . (認定済)
 - ・ISO・TEASの認証等 . . . (TEASⅡ種認証済)
- ⑤当該施設の管理運営状況の実績評価

<主な意見等>

- ・職員の年齢構成上やがて若い職員が必要となるが、その際スムーズな移行を図る必要あり。
- ・施設の性格上、人事の硬直化が生じているのは仕方ない部分があるが、職員研修等資質面のスキルアップも一層図られたい。
- ・H25.7に倉吉労働基準監督署の査察による有機溶剤使用に伴う作業環境測定、健康診断に係る是正勧告については、是正報告書も監督署に受理され、改善されているとの評価。
- ・H24実施の県の包括外部監査において報告された事項(指摘事項3件、意見7件)については、改善策、外部有識者による調査が実施され、改善措置が講じられているとの評価。

総合評価 | 天神川流域下水道の指定管理候補者として適当と認められる。

※評価の目安 5:高く評価できる 4:評価できる 3:やや評価できる 2:普通 1:評価できない

6 指定管理候補者の事業計画の主な内容

(1) 施設の維持管理、運転管理

- 施設の運転管理は、通年終日稼働する。
- 長期安定使用のため、予め定めたマニュアルに基づき、日常的、定期的に点検、調整を行い、必要に応じて整備を行う。
- 省エネルギーについて、水処理における空気送風量の適正化、汚泥の濃縮化の工夫等により、電力量の低減を図るとともに、TEASⅡ種に沿ってそれらの低減目標を定め取組を進める。
- 火災等事故の予防・消防、緊急時の体制について、消防計画、緊急時の運転計画等を定め、的確に対応を行うとともに、緊急時には実施体制を編成する。

(2) 経費効率化のための取組

- 複数年契約を活用して電力、設備点検業務など各種経費の削減を図る。
- 委託等で類似性があるものは集約し、経費低減を図る。
- 設備機器の故障修理は、可能なものは公社直営で行うとともに、部品交換周期を随時見直して経費節減を図る。

「リサイクルフロンティア in 鳥取」の開催について

平成25年10月4日
循環型社会推進課

県内では生ごみ、小型家電、紙おむつ等のごみ減量リサイクルの取組が拡大してきており、これらの取組成果や今後に向けた課題等について、関係者が一堂に会して話し合うフォーラムを下記のとおり開催する。

記

- 1 日時 平成25年10月29日(火) 午後1時30分～4時30分
- 2 場所 とりぎん文化会館小ホール
- 3 主催等
 - ・主催：鳥取県、鳥取環境大学
 - ・後援：環境省、公益財団法人廃棄物・3R研究財団、鳥取県連合婦人会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県生活協同組合、社団法人鳥取県老人クラブ連合会、一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会、鳥取県清掃事業協同組合、鳥取県環境整備事業協同組合、鳥取県リサイクル協同組合、公益財団法人鳥取県産業振興機構
- 4 参加対象者 県民、NPO、廃棄物処理業者、市町村等行政職員
- 5 内容
 - (1) 表彰式
 - ・鳥取県環境立県推進功労者知事表彰
 - ・鳥取環境大学 学長表彰
 - (2) 基調講演
 - ・「とことん活かそう！資源とごみ」
講師：鳥取環境大学サステナビリティ研究所長 田中 勝 氏
 - ・「小型家電リサイクルの推進等」
講師：環境省リサイクル推進室室長補佐 眼目(さっか) 佳秀 氏
 - (3) 事例発表・パネルディスカッション
 - ◆事例発表
 - ・先進事例：長野県環境部廃棄物対策課（食べ残しを減らそう県民運動）
 - ・鳥取県の取組：鳥取県生活環境部（ごみ減量・リサイクルの取組状況）
 - <可燃ごみ>
 - ・因幡環境整備（株）（生ごみの液肥化）
 - ・鳥取県連合婦人会（生ごみの段ボール堆肥化、ミックスペーパー分別推進）
 - <不燃ごみ>
 - ・鳥取中部ふるさと広域連合（小型家電、焼却灰リサイクル等の取組）
 - <低炭素社会の推進>
 - ・伯耆町（紙おむつのペレット燃料利用）
 - ・三光（株）（汚泥の炭化、廃プラ等のRPF化、ごみ発電による国内クレジット取得）
 - ◆パネルディスカッション
 - ・コーディネーター：鳥取環境大学サステナビリティ研究所長 田中勝 氏
 - ・パネリスト：講師及び事例発表者

鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）に係る
指定管理候補者審査委員会の審査結果について

平成25年10月4日
緑豊かな自然課

生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

審査委員会による審査結果を踏まえ、県として指定管理候補者を選定した上で、県議会に付議する予定としている。

1 指定管理候補者（指名）

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野 利博 鳥取市布勢146番地の1

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

1,331,000,000円……（1）（債務負担行為限度額1,331,270,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 266,200,000円

4 審査結果

布勢総合運動公園の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名して、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、HP等による情報発信の取組強化といった意見も出されたが、サービス向上、利用促進、施設管理など種々の点では努力、工夫が図られ、関係団体と連携した施設運営への積極的な意欲も感じられること、これまでの実績や公益法人として経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体は指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

指名団体の公益財団法人鳥取県体育協会から提出された事業計画書等の審査、面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに審査を行い、各審査基準を満たしているか審議した。

（1）審査委員

氏名	所属等
新井 直樹（委員長）	鳥取環境大学経営学部 准教授
林原 政幸	税理士
南 雅樹	国立米子工業高等専門学校 教授
鎌谷 眞里子	鳥取県レクリエーション協会 事務局長
藪田 千登世	鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長

（2）開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成25年7月29日（月）

指定管理者制度及び布勢総合運動公園の概要説明、審査要項、審査基準等の審議

イ 第2回審査委員会：平成25年9月17日（火）

面接審査後、審査基準に照らした審議、指定管理候補者の審査

(3) 審査基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保する のに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針)	(必 須) ※平等な利用 が確保できな いと認められ る場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮さ せるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業 の内容 (・サービスの向上策と利用促進 ・競技スポーツ振興の取組 ・利用指導、スポーツ・クリエーション活動の振興 ・体験学習プログラムの方針) ②施設管理 (・施設別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理・衛生管理 ・外部委託の考え方 ・管理運営業務の内容 ・省エネルギー、資源の再利用等への取組み) ③利用時間、料金設定 (・有料公園施設、利用時間、休園日の設定 ・利用料金及び利用料金の減免) ④事故・事件の防止措置と緊急時の対応 (・火災・盗難・災害などの事故・事件の 防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と 対処方法) ⑤個人情報保護等への対応 (・個人情報保護への対応 ・情報公開への対応) ⑥利用者等の要望の把握と対応方針	60
3	管理に係る経費の効率化が図 られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	① 収入の見積もり、考え方 ② 収支計画の見通し	10
4	管理を安定して行うために必 要な人員及び財政的基礎を有 しており、又は確保できる見込 みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	① 法人等の財政基盤・経営基盤の安定 ② 組織及び職員の配置等 (・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成) ③ 関係法令に係る監督行政機関からの指 導等の状況 ④ 法人等の社会的責任の遂行状況 (・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO14001、TEAS I種又はII種の認証登録) ⑤ 管理運営実績評価	30

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
審査基準1	適/不適	適
審査基準2	60	44.4
審査基準3	10	8.0
審査基準4	30	21.7
合計	100	74.1
※点数は5名の委員の平均点		
<p><審査項目に対する評価及び意見について></p> <p>審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <p>○管理運営の基本的な考え方 … (適合する)</p> <p>審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <p>①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 … (やや評価できる)</p> <p>②施設管理 … (やや評価できる)</p> <p>③利用時間、料金設定 … (やや評価できる)</p> <p>④事故・事件の防止措置と緊急時の対応 … (やや評価できる)</p> <p>⑤個人情報保護等への対応 … (やや評価できる)</p> <p>⑥利用者等の要望の把握方法と対応方針 … (やや評価できる)</p> <p><主な意見></p> <p>○市民利用者の利便性、サービス向上に向け、利用者の声を反映すること。</p> <p>○2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催を踏まえ、日本選手の育成強化及び開催時の各国選手キャンプ等の誘致に力を入れていってほしい。</p> <p>○全てにおいて努力しているが、更なる前進を期待したい。</p> <p>○たくさんの企画の運営に、ファミリーの皆さんも参加しており、努力を感じた。</p> <p>審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <p>①収入の見積もり、考え方 … (評価できる)</p> <p>②収支計画の見通し … (評価できる)</p> <p><主な意見></p> <p>○照明器具のLEDへの交換率もきちんと把握して、省エネルギー効果や経費節減の指標として検証すること。</p> <p>審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <p>①法人等の財政基盤、経営基盤の安定 … (評価できる)</p> <p>②組織及び職員の配置等 … (やや評価できる)</p> <p>③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 … (該当なし)</p> <p>④法人等の社会的責任の遂行状況</p> <p>・障がい者雇用 … (適合)</p> <p>・男女共同参画推進企業 … (認定済)</p> <p>・ISO、TEAS I種又はII種認証登録 … (TEAS II種認証済)</p> <p><主な意見></p> <p>○トレーニングルームの指導員について、器具・機器の利用方法も含め、利用者への指導を十分に行って欲しい。</p>		
総合評価	布勢総合運動公園の指定管理候補者として適当と認められる。	

※評価の目安 5:高く評価できる 4:評価できる 3:やや評価できる 2:普通 1:評価できない

6 指定管理候補者の事業計画の主な内容

(1) 利用時間・休園日

○現行どおり

【利用時間】

有料公園施設	4月～9月	10月～3月
県民体育館	午前9時から午後10時まで	同左
陸上競技場、球技場、野球場、テニス場	午前9時から午後9時まで	同左
多目的広場、補助競技場、テニス場(照明なし)	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで

※有料公園施設以外は、原則として常時開放

【休園日】

有料公園施設	休園日	休館日
陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、テニス場	12月29日から1月3日まで	なし
県民体育館	12月29日から1月3日まで	毎月第3火曜日

(2) 利用料金

テニス場、メインアリーナ、サブアリーナの照明の利用形態を見直し、よりフレキシブルな設備の利用に対応して、利用者の利便性向上を図る。

①テニス場の照明

1時間単位利用から30分単位での利用区分に設定変更し、利便性を高める。

	現 行	改 訂 後
全 点 灯 (公式競技)	1面1時間につき：2,000円	1面30分につき：1,000円
1/2点灯 (一般競技)	1面1時間につき：1,000円	1面30分につき：500円
1/4点灯 (一般利用)	1面1時間につき：500円	1面30分につき：250円

②メインアリーナの照明

これまでの全点灯、1/2点灯に加えて、3/4点灯の設定を追加し、利用者の利便性と安全性向上に資する。

	現 行	改 訂 後
全 点 灯	全面1時間につき：7,000円	全面1時間につき：7,000円
	1/2面1時間につき：3,500円	1/2面1時間につき：3,500円
3/4点灯	※設定なし	全面1時間につき：5,250円
		1/2面1時間につき：2,630円
1/2点灯	全面1時間につき：3,500円	全面1時間につき：3,500円
	1/2面1時間につき：1,750円	1/2面1時間につき：1,750円

③サブアリーナの照明

これまでアリーナ全面と1/2面の区分を行っていたが、利用実態から1/2面の使用形態がないため、料金体系の簡素化を図る。

	現 行	改 訂 後
全 点 灯	全面1時間につき：1,500円	全面1時間につき：1,500円
	1/2面1時間につき：750円	
1/2点灯	全面1時間につき：750円	全面1時間につき：750円
	1/2面1時間につき：350円	

(3) サービスの向上策

- ①トレーニンググループに専門資格を持った指導員を常駐させ、トレーニング方法の指導、機器の点検を充実する。
- ②障がい者のスポーツ指導に向けて、指導員やスタッフが積極的に障がい者スポーツ指導員の資格を取得し、障がい者にも利用しやすい環境を整備する。
- ③各種イベント（緑の感謝祭、グラウンドゴルフ大会他）の開催やその他各種サービスも引き続き行う。

(4) スポーツ・レクリエーション振興、利用促進のための取組み

- ①各種体験学習会、スポーツ教室の実施
 - ・環境教育プログラム他、計4プログラム
 - ・スポーツ教室31教室、スポーツイベント6イベント
- ②全国大会級の大型スポーツイベントの誘致
- ③県民体育館トレーニンググループに常時トレーニング指導できる職員の配置
- ④芝生緑化支援、出張指導等によるスポーツ・レクリエーション振興の推進 他

(5) 地域や関係機関との連携

- ①ボランティア団体と連携し、公園の花壇や緑地の修景管理、スポーツイベントなどを行い、参加者と地域に密着する公園づくりを推進
- ②ガイナレ鳥取への協力とイベントや教室等の連携した取組み
- ③鳥取県障がい者スポーツ協会と連携した車いすマラソン大会運営支援や教室等の実施
- ④ネーミングライツによる愛称の周知、普及及びネーミングライツ企業との連携を強化するため自動販売機の統一を実施

(6) 省エネルギー、省資源、資源の再利用及び経費削減の取組み他

- ①外部委託の原則競争入札、複数年契約による経費削減
- ②鳥取県版環境管理システム（TEAS）Ⅱ種の徹底による経費の節減
- ③雨水や堆肥化肥料など園内から発生する資源の有効利用
堆肥については、園芸教室などの開催に合わせて無料配布を実施

第30回全国都市緑化とっとりフェア来場状況及び 平成25年度全国都市緑化祭の概要について

平成25年10月4日
緑豊かな自然課

1 とっとりフェアの来場状況

(1) 入場者数（10月1日現在）

入場者数 16,369人（目標達成率33.8%）

目標者数 48,416人

(2) 来場促進のための対策

- ・鳥取砂丘や公共施設、商業施設等での情報発信、マスメディアへの更なる情報提供
- ・砂の美術館入館者へのフェア会場優待駐車券配布（9/30～）
- ・金沢臨時駐車場での花苗配布（10/3～）
- ・フェア会場におけるハートフル駐車場利用の周知と利用可能要件の緩和（検討中）

(3) 第1回アンケート結果の概要

①実施期間：9月27日（金）～30日（月）

②回答者数：400名（各日100名実施）

③主な結果

ア フェアの印象：「大変良い」（36.8%）、「良い」（52.5%）と合わせて89.3%となるなど、来場者に満足いただけている

イ 年齢層：60歳代（24.3%）、70歳代（19.8%）、50歳代（18.0%）と高齢者が中心
ただし、土日はファミリー層が増えている傾向

ウ お住まい：鳥取県内（74.1%）、県外（25.9%）

エ 来場後の花緑の関心度：「とても増した」（39.5%）、「どちらかと言えば増した」（44.0%）
と合わせて83.5%の方の関心が増している。

オ その他：「駐車場が近くになくて不便」という意見が複数

2 平成25年度全国都市緑化祭の概要

(1) 目的：都市緑化に対する国民の理解と協力を得ることにより、都市緑化の推進を図り、もって潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(2) 主催者：国土交通省、鳥取県、鳥取市、公益財団法人都市緑化機構

(3) 期日：平成25年10月9日（水）～10日（木）

(4) 実施内容

【記念祝賀会】

① 日時：平成25年10月9日（水）18:30～19:30

② 場所：ホテルニューオータニ鳥取「鶴の間」

③ 出席者：秋篠宮同妃両殿下（御臨席）、知事、鳥取市長、国土交通大臣（未定）等約170人

【記念式典】

① 日時：平成25年10月10日（木）10:00～10:40

② 場所：コカ・コーラウエストスポーツパーク鳥取県民体育館

- ③ 実施内容：○オープニングアトラクション（しゃんしゃん創作傘踊り・我龍天晴）
○開会宣言（鳥取市長）、主催者あいさつ（国土交通大臣（未定）、知事）
○おことば（秋篠宮殿下）
○表彰式

花と緑の屋外出展コンテスト（国土交通大臣）

みどりの社会貢献賞（公益財団法人都市緑化機構会長）

とっとりグリーンウェイブ活動貢献賞（鳥取県知事）

○都市緑化宣言（湖山小学校、世紀小学校、湖南学園小学生12名）

○閉会宣言（公益財団法人都市緑化機構会長）

④ 出席者：秋篠宮同妃両殿下（御臨席）、第30回全国都市緑化とっとりフェア実行委員、自治体関係者、とっとりフェア関係者等約350人

【記念植樹及び御視察】

- ① 日 時：平成25年10月10日（木） 11：25～12：20
- ② 場 所：とっとりフェア会場「湖山池公園」
- ③ 参加者：秋篠宮同妃両殿下（御臨席）、国土交通大臣（未定）、知事ほか10人及び児童12人

（参考：秋篠宮同妃両殿下の御視察先）

10月 9日（水）

山陰海岸学習館、鳥取市鳥取砂丘砂の美術館

10月10日（木）

ダイキンアレス青谷、鳥取市あおや和紙工房、鳥取市鹿野往来交流館、鳥の劇場

「第45回鳥取県交通安全県民大会」の開催について

平成25年10月4日
くらしの安心推進課

県内の交通安全功労者及び優良運転者等の表彰を行うとともに、交通安全に関する講演等を行うことにより、県民の交通安全意識の更なる高揚を図り、交通事故を防止することを目的として次のとおり開催する。

1 日時

平成25年11月12日（火）正午から午後3時30分まで

2 場所

ハワイアロハホール（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584番地）

3 主催等

主催：鳥取県交通対策協議会

共催：鳥取県、鳥取県警察、一般財団法人鳥取県交通安全協会

4 内容

(1) 式典

- ① 交通事故犠牲者に対する黙とう
- ② 主催者あいさつ 鳥取県交通対策協議会長（鳥取県知事）
- ③ 交通安全功労者表彰
- ④ 来賓祝辞 鳥取県議会議長、湯梨浜町長
- ⑤ 長瀬保育所園児による「交通安全メッセージ」発表

(2) 講演

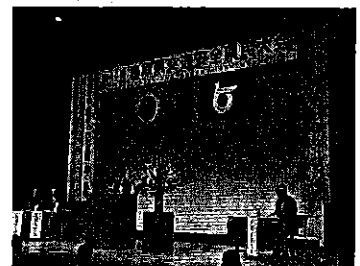
演題 「交通安全への願い」

講師 おお ひがし 大東 めぐみ 氏（タレント）

(3) 大会決議

(4) その他

- 展示・体験コーナー
 - ・白バイ試乗展示・パトカー展示
 - ・ドライブ・自転車シミュレーターによる運転模擬体験
 - ・交通安全教育車による安全運転適性診断
 - ・シートベルト着用体験車によるシートベルトやチャイルドシートの効果体験
 - ・反射材用品等の展示 など



（昨年の開催状況）

「鳥取県地域安全フォーラム2013」の開催について

平成25年10月4日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)
くらしの安心推進課

10月11日(金)から20日(日)までの間に実施される「全国地域安全運動」の一環として、県民の自主防犯意識の高揚と「犯罪のないまちづくり」の推進を目的に「鳥取県地域安全フォーラム2013」を開催します。

1 開催日時・場所

- 10月9日(水)午後1時30分から午後4時までの間
- 鳥取市尚徳町101番地5
とりぎん文化会館 小ホール

2 参加予定者

約400人

3 主催・共催

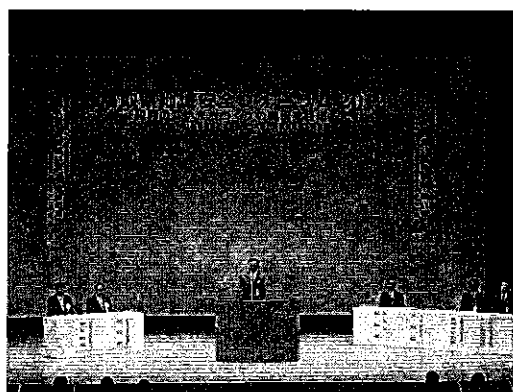
- 主催：公益社団法人鳥取県防犯連合会
- 共催：鳥取県警察・鳥取県

4 開催内容

- (1) 鳥取県警察音楽隊演奏
- (2) 挨拶
- (3) 表彰
防犯功労者及び防犯功労団体等の表彰
- (4) 講演
【講師】
NPO法人 命のつどい
理事長 多田 そうべい 氏
【演題】
「見直そう!! 近所力 地域力」
- (5) 地域安全活動実践報告
防犯ボランティア団体
「末広防犯会」(鳥取市)
- (6) 「犯罪の起きにくい社会づくり」宣言
鳥取県大学生防犯ボランティア
「チャンス」代表者

5 展示(フリースペース)

犯罪被害防止グッズ等の展示をします。



(昨年の開催状況)



(多田そうべい氏)



(末広防犯会の活動)

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について

平成25年10月4日
警 察 本 部
(警務部警察県民課)
くらしの安心推進課

犯罪被害者等の実情を理解することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう社会全体が支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、被害者遺族の講演などを通じて命の大切さを学ぶことを目的として、次のとおり実施するものです。

1 開催日時・場所

11月21日（木）午後1時00分から午後3時20分までの間
鳥取市尚徳町101番地5 とりぎん文化会館小ホール

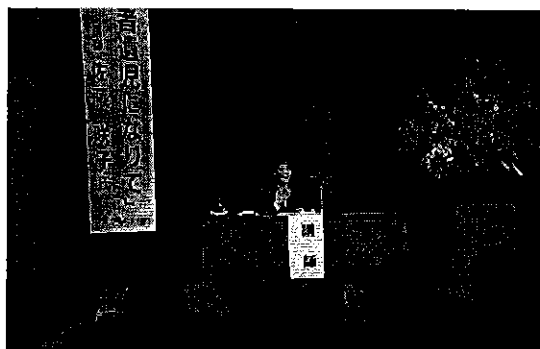
2 主催・共催

主催 公益社団法人とっとり被害者支援センター
共催 鳥取県警察・鳥取県

3 内容

- (1) 開会あいさつ
とっとり被害者支援センター理事長、鳥取県知事、鳥取県警察本部長
- (2) 講演
演題 「子どもたちを被害者にも加害者にもしないために」
講師 市原 千代子 氏（岡山県在住 少年犯罪被害者遺族）
- (3) 作文コンクール受賞作品紹介
「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」受賞作品の朗読
- (4) 警察音楽隊コンサート
5曲程度

(平成24年鳥取県被害者支援フォーラムの開催状況)



平成25年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について

平成25年10月4日
くらしの安心局景観まちづくり課

平成25年7月1日を価格判定の基準日とする平成25年鳥取県地価調査に基づく鳥取県の地価動向は、次のとおりである。

1 鳥取県の地価動向

平成25年7月1日時点の鳥取県地価調査によると、平成24年7月1日以降1年間の鳥取県の地価は、住宅地・商業地など全ての用途で下落となり、全用途平均で△4.6%と前年(△5.1%)より下落幅が縮小となった。

また、主な用途の対前年変動率では、住宅地が△4.4%(全国△1.8%)、商業地が△4.9%(全国△2.1%)、工業地が△6.4%(全国△2.3%)であり、いずれも全国平均と比べ下落幅が大きくなっている。

第1表 過去10年間の対前年変動率の推移(鳥取県)

(単位: %)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	備考
全用途	△5.4	△5.0	△4.4	△3.5	△3.0	△4.1	△5.0	△5.0	△5.1	△4.6	15年連続下落
住宅地	△4.1	△4.0	△3.5	△3.0	△2.7	△3.7	△4.7	△4.7	△4.8	△4.4	14年連続下落
商業地	△9.3	△7.7	△6.5	△4.8	△4.0	△5.6	△6.4	△6.8	△6.1	△4.9	22年連続下落
工業地	△9.7	△9.8	△8.2	△7.1	△3.9	△4.7	△5.8	△5.9	△5.9	△6.4	16年連続下落

第2表 地域別・用途別の対前年変動率

(単位: %)

地域	住宅地		宅地見込地		商業地		工業地		全用途	
	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24
鳥取市	△4.7	△5.4	△5.7	△5.7	△5.6	△6.8	△6.9	△8.2	△5.0	△5.6
米子市	△4.7	△4.7	△4.7	△5.6	△3.9	△4.4	△7.5	△7.9	△4.6	△5.0
倉吉市	△4.2	△5.6	△5.3	△7.4	△5.2	△8.9	△4.2	△1.8	△4.5	△6.0
境港市	△5.6	△5.9	△9.4	△8.6	△6.0	△1.8	△6.4	△6.2	△6.4	△6.2
市部	△4.7	△5.3	△5.0	△6.2	△5.1	△6.5	△6.4	△5.9	△4.9	△5.5
町村部	△4.0	△4.4	△4.2	△5.2	△4.2	△5.2	△4.0	△4.4	△4.0	△4.4
鳥取県	△4.4	△4.8	△5.0	△6.2	△4.9	△6.1	△6.4	△5.9	△4.6	△5.1
全国	△1.8	△2.5	△3.3	△4.3	△2.1	△3.1	△2.3	△3.3	△1.9	△2.7

第3表 最高価格

用途	基準地番号	所在地	調査価格(円/㎡)		対前年変動率(%)	備考
			H25	H24		
住宅地	鳥取-3	西町3丁目411番	84,000	90,000	△6.7	
商業地	鳥取5-5	栄町609番	144,000	157,000	△8.3	18年連続

第4表 用途別の基準地数

区分	住宅地	宅地見込地	商業地	工業地	宅地計	林地	合計
基準地数	129(3)	2	34	7	172(3)	6	178(3)

()は内数で、選定替地点数

2 本調査の目的・役割

本調査は、国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、同法施行令第9条の規定に基づき、鳥取県知事が毎年1回基準地の価格調査を実施し、その結果を公表するものである。

これは、国の行う地価公示(価格判定の基準日は毎年1月1日)とあわせて一般の土地の取引価格の指標ともなるものである。